

令和7年土幌町議会第2回定例会

1 議事日程 6月12日（木曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 教育行政報告

日程番号3 一般質問

1 伊藤 健蔵 議員

総合研修センターの指定管理導入による事業運営効果について

2 秋間 紘一 議員

牛ラスピースキン病の防疫体制と損失補填について

日程番号4 追加議案第6号 工事請負契約の締結について

日程番号5 追加議案第7号 工事請負契約の締結について

日程番号6 追加議案第8号 工事請負契約の締結について

日程番号7 追加議案第9号 物品購入契約の締結について

日程番号8 追加議案第10号 物品購入契約の締結について

日程番号9 追加議案第11号 物品購入契約の締結について

日程番号10 追加議案第12号 物品購入契約の締結について

日程番号11 追加議案第13号 令和7年度土幌町一般会計補正予算（第3号）

日程番号12 追加議案第14号 令和7年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程番号13 追加議案第15号 令和7年度土幌町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程番号14 会議案第2号 議員派遣の件

日程番号15 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程番号16 意見書案第3号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書

日程番号17 意見書案第4号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

日程番号18 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程番号19 意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など
教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

日程番号20 意見書案第7号 道教委「これからの中高生づくりに関する指針」（改定版）
を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高
校教育を求める意見書

（閉会中継続調査申出書）

2 出席議員（11名）

1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉

6番 牧野 圭司 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵 10番 成田 哲也

11番 曽我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

- 3 欠席議員（1名）
7番 大西 米明
- 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者
町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
代表監査委員 寺田 和也
- 5 士幌町長の委任を受けて出席した者
副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典
地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子
町民課長 角田 淳二 保健福祉課長 佐藤 慶岩
産業振興課長 吉川 和美 建設課長 上山 英樹
建設課道路維持担当課長 若原 裕 病院事務長 増田 達也
特老施設長 福田 剛大 幼児教育課長 郷原 敏宏
消防課長 仙石 譲
- 6 教育長の委任を受けて出席した者
参事 下坂 吉彦 教育課長 川岸 滋一
給食センター所長 加納 正信 高校事務長 杉山みちる
- 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
事務局長 加藤 吉宏
- 8 職務のため出席した者
事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美
- 9 議事録
会議の経過 (午前10時00分)
- | | | |
|---|------|---|
| | 河口議長 | ただいまの出席議員は11名であります。
なお、7番、大西議員より欠席届が提出されていますので、報告します。
定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。 |
| 1 | | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、西山伸宏議員及び9番、伊藤健蔵議員を指名します。 |
| 2 | | 日程第2、教育行政報告を行います。
教育長より追加報告の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。 |

	土　　屋 教　　育　長	<p>議長のお許しをいただきましたので、過日、発生したスクールバスの事故について報告をさせていただきます。</p> <p>令和7年6月10日午後1時35分頃に、上居辺地区東7線29号の交差点において、西進、東から西に向かうスクールバスが一時停止後に直進をしたところ、東7線、道道を北進してきた相手方車両に気づくのが遅れ、衝突する事故が発生しました。</p> <p>当該スクールバスは、朝陽線の2便町営バスとして運行していたもので、事故発生時は幸いにして車内に乗客はありませんでした。</p> <p>発生後直ちに教育委員会担当と運転を委託している業者立ち会いのもと、警察署に届出し、現在、事故の取り扱いについては、双方の保険会社で話し合いを進めているところであります。</p> <p>しかしながら、児童・生徒を含め乗客がいなかったとはいえ、起きてはならない事故であり、今後もスクールバスの運行業務につきましては、委託業者に対して再発防止に向けた指導の徹底を図るとともに、より一層慎重な運行業務の実施に努めるよう指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上、スクールバス事故に関する報告とさせていただきます。</p>
3	河口議長	<p>これで教育行政報告を終わります。</p> <p>日程第3、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p>
	伊藤議員	<p>質問順位1番、伊藤健蔵議員。</p> <p>それでは、本定例会に質問する時間を賜りましたので、よろしくお願ひしたいと思います。私は、土屋教育長に質問をさせていただきます。総合研修センターの指定管理導入による事業運営効果について質問いたします。</p> <p>令和5年度から土幌町総合研修センターは指定管理制度を導入し、維持管理を実施しております。指定管理制度を導入した事業効果についてお聞きいたします。1つとして、指定管理制度を導入した目的について、2つ目として指定管理者に対する業務内容について、3として指定管理導入前後における職員数増減の実績状況について、4として図書館において指定管理委託前と委託後の利用状況について、以上4点について質問いたします。よろしくお願いいたします。</p>
	河口議長	<p>答弁を求めます。教育長、登壇願います。</p>
	土　　屋 教　　育　長	<p>伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公共団体等に限定されていた公の施設の管理について法人その他団体による管理、いわゆる指定管理者制度が制定され、本町におきましても多くの施設で指定管理者による管理が導入されており、町総合研修センターでも令和5年度に指定管理者制度を導入し、維持管理を行っているところであります。</p> <p>まず、質問の1点目、指定管理制度を導入した目的についてでありま</p>

ですが、ご承知のとおり、町総合研修センターはふれあいホールや体育館、図書館など文化、体育関係の複合施設ですが、指定管理者制度を導入することにより民間ならではの視点での施設の有効活用法等による利用の向上が図られることや音響、照明装置等、より専門的な知識が必要な業務や図書館における司書資格といった専門的な技量を持った職員が人事異動等により不在になったり、一部職員の負担が大きくなったりすることにより利用者サービスの位置的な低下があることなどを考慮し、民間事業者の有するノウハウも活用することにより質の高い長期的な事業運営を行える等、今まで以上のサービスの向上と経費の節減につなげることを目的としたものであります。

ご質問の2点目、指定管理者に対する業務内容については、施設の運営及び事業に関する業務では、施設の使用承認、施設の利用管理、文化、スポーツ振興等の実施に関することで、また施設管理に関する業務については保守管理業務、施設の維持管理、環境維持管理業務となっております。

次に、ご質問の3点目、指定管理導入前後における職員数増減の実績状況についてであります。令和4年度の指定管理導入前の教育委員会の職員数が12名でしたが、今年度の職員数は9名となり、指定管理導入前後で比較すると職員数は3名の減となっております。

また、新型コロナ発生直後の令和2年度途中において、コロナ禍における施設利用の制限や様々な行事の中止等による事業量の減少により、社会教育担当がそれまでの5名から1名減の4名となっていたことから、コロナ禍前と比較すると職員数は4名の減となったところであります。

最後に、ご質問の4点目、図書館の指定委託前と委託後の利用状況についてでありますが、令和4年度の指定管理委託前の利用状況が入館者数が7,397人、貸出冊数が1万8,429冊で、令和6年度の委託後の利用状況については入館者数が9,281人、貸出冊数が1万9,086冊となっており、それぞれ増加傾向となっております。

いずれにいたしましても、町総合研修センターは、これまでどおり生涯学習のための拠点としての役割を果たし、幅広い世代からの多様なニーズに応えられるよう受託業者とも連携を図りながら今後も努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひをいたします。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。伊藤議員。

ありがとうございました。委託管理を始めて3年目ということですので、中間で評価を検討したいと思っております。

総合研修センターの指定管理制度の導入には私も大いに期待しております。お答えの中で、委託管理の目的に今まで以上の町民サービスの向上と経費の節減とありますが、図書館関係職員は委託後3人減とな

河口議長
伊藤議員

り、関係者の努力で利用者も貸出数も伸びており、効果については一定の評価をさせていただきたいと思います。施設管理の委託に伴う人員は、コロナで1名減員したままの状況ですから、実質1名減とのことです。委託料算定に当たっては、業務に見合った4人分の人工費相当も含んでいると思いますが、それではほかに経費の節減はどの程度図られているのかお聞きしたいと思います。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土　屋

ご質問に対してお答えをさせていただきます。

教　育　長

経費そのものについては、基本的に委託料はこれまで町でそれぞれの業者に支払っていた委託料をそのままスライドしているような形ですので、施設管理に関わっての委託料としてはそれほど大きく変わっていないかなと思います。ただ、指定管理者の自主事業として収入を得る部分もありますので、その分での減少になっているのかなとは思っております。

なお、令和5年度から今年度まで、3年目になるのですが、委託料そのものは変わっておりませんので、この間の燃料費の高騰だとか物価の高騰分、それから人工費の高騰分については全てその委託料と実施事業の中で委託業者が賄っていると、それで間に合っているという状況ですので、具体的な数字ちょっと今は示すのがなかなか難しいですが、そういう部分では経費の削減が町でそのままやっているよりは図られていたのかなとは考えております。

河口議長

再質問があれば許します。伊藤議員。

伊藤議員

分かりました。委託料5年間固定ということですから、これから様々な経費が値上がりする中では経費節減にもなっているかなと、私もそのように実感いたします。

次に、指定管理者に対する業務内容について、質問2の回答（3）で文化、スポーツの実施に関することがあります、文化、スポーツは非常広範囲なので、具体的に何をどこまで指定管理者に任せているのかお聞きしたいと思います。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土　屋

内容的には、通常の一般利用に関しての管理はもちろんのですが、指定管理者で例えば幼児、小学生向けの体操教室だとか、そういうスポーツ関係のいろんな基礎になるようなイベント的なものもございますし、文化関係でいえばホールだとかロビーを利用したコンサートの開催だとか、そういうものを業者独自でやっていただいているという部分がございます。教育委員会として実施している事業については、指定管理前とそれほど大きくは変わっておりませんが、その業務に関わってのいろいろなわゆる裏方的な部分の業務は、今まで職員が担っていたものは全て指定管理業者で行っていただいているという現状でございます。

教　育　長

河口議長	再質問があれば許します。伊藤議員。
伊藤議員	そうすると、教育委員会のこれまでやってきた事業の補佐的な部分と理解したほうがいいのかなと思いますが、教育委員会では令和4年度から令和8年度の士幌町社会教育中期計画を策定しております。この中でそれぞれ10項目の理念が定義されておりますが、町総合研修センターは文化、体育関係の複合施設であり、本町の社会教育理念に基づき実践する施設の一部でありますから、施設管理委託は理解できますが、生涯学習については、この中期計画に沿って具体的な企画立案はやはり教育委員会の主体的な業務として行っているものと理解しております。実際にイベントの中には今ご回答のありましたように指定管理者が独自に開催しているものもありますが、やっぱり教育には理念というのが大事なことですから、町教育委員会と指定管理者との関係をどのように考え、意思の疎通はどのように図っているのかお聞きしたいと思います。
河口議長	答弁を求めます。教育長。
土　　屋 教　　育　　長	教育委員会のいろんな計画書だとか、そういったものは日頃から指定管理者と共有を図っておりますし、それに伴っての事業的なものも指定管理者では検討していただいているという実態がございます。
	それから、町の社会教育のいろんな事業については従来と大きく変わっておりませんが、町内のいろんな文化団体の協力もいただきながら、文化の振興、それから体育連盟とも連携を図りながら体育の振興等も教育委員会としては従前同様引き続き図っているところでございます。日頃の業者との打合せ等については、日頃から社会教育担当で業者とは細かい打合せも含めていろんなことを取り組んでおりますので、そのような形で進めているということでご理解をいただければと思います。
河口議長	再質問があれば許します。伊藤議員。
伊藤議員	そのような意思疎通の場面なのですが、教育委員会から指定管理者に伝えていると。それは当然でしょうが、やはり利用者というのは町民ですから、様々な各種団体やらが打合せなり、検討するときの会議様々行われていると思うのですが、企画立案する段階でできれば指定管理者も同席して、直接声を聞きながら進めるということも一つの案ではないかと思うのですが、教育長はどう考えられますか。
河口議長	答弁を求めます。教育長。
土　　屋 教　　育　　長	今まで必要に応じて業者も一緒に入っていただきながら協議をしているものもございますが、なかなかその辺がまだ足りない部分もこちらとしてもあるのかなとは思っております。年に数回うちの社会教育担当と業者とで定期的に、四半期ごとぐらいにいろんな中身を打合せをしながら、次の四半期ではこういった行事があるのでというような部分も含めてやっておりますし、業者側では利用者からのアンケートだとか、いろんなものも毎年取っておりますので、その結果や何かもこちらには全て報告をいただいております。それについても業者とは打合せをしな

がら進めておりますので、今後いろんな各団体の催したとか社会教育の町の主催行事や何かも含めて、より一層業者との詰めは行っていきたいなと思っております。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。
ぜひそういう形で連携を密にして進めていただきたいと思います。

今回この指定管理の選定については、入札ではなくて公募型プロポーザル方式を採用したようですが、提案の中でそれまで町教委が実施していた内容とは違う新たな提案等はありましたでしょうか。

河口議長
土　屋
教　育　長

教育長。

大きくはこれでというのは特にはなかったのですが、先ほど言ったようなコンサートの実施だとか、そういったものは予算の関係もあって町費ではなかなか難しい部分も多々ありましたので、そういったものを業者でかなり担っていただいているのかなと思っております。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

分かりました。それで、委託管理者といえども業者ですから、このホールを使うときの経費、一般の方が使えば基準に沿って使用料等かかります。チケット販売して営業になれば割増しもかかりますが、この委託業者が独自にやるときにはその使用料はどうなっているのでしょうか。

河口議長
土　屋
教　育　長

答弁を求めます。教育長。

基本的には委託業者の収入として、町の収入ではなくて委託業者の収入として受けすることになっております。ただ、使用する団体、委託業者側の事業であっても例えば中心になる団体が町内の文化団体とかという場合については無料にしているケースもあるとはお聞きしておりますが、基本的には業者の収入として受けている形になります。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

ということは、指定管理者から町としては使用料を取っているという理解になるのですか。

河口議長
土　屋
教　育　長

答弁を求めます。教育長。

指定管理者からは、町からはいただいておりません。あくまで管理を全て委託をしておりますので、その中で自由に実施、運営をしていただくという整理ですので、ですから指定管理者が事業をやるからといって、指定管理者からうちが使用料をいただくということはございません。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

そうすると、委託管理者がチケットを販売すれば、あたかも営業のようには見えますよね。ですから、そこら辺は一般のサークル等の関係もありますから、誤解のないように進めていただきたいと思います。

次に、総合研修センターで私もいつどんなことがあるかなって見ようとネットで調べようとすると、まず町のホームページを開いてタップして、子育て教育をタップして、生涯学習をタップして、やっと総合研修

センターというリンクが出てきますが、さらにタップして初めてたどり着くと。とってもこれ段階的に手順がまどろっこしいのです。図書館は、ちゃんとコンテンツの早めにバーに出てきているのですが、やっぱり同列で、利用者というのは生涯学習がどうだこうだというコンテンツから入るのではなくて、総合研修センターでいつ何やっているかなということを検索するので、そこをぜひ分かりやすくホームページから入れるようにしていただきたいと思いますし、委託業務の内容に施設の使用承認まで任せているということありますから、申込み書類の提出手続だとか担当窓口だとか、これらは全然明示されていないのです。ですから、どこに、誰に、何番に連絡して相談して進めればいいのかということをきちんと明示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土　　屋
教　　育　長

ホームページから入りづらいという件については、以前にもほかの方々からもご指摘がございました。町のホームページでいくと町で管理をしているもので、そこからどういうふうに入っていくかというのもありますし、施設として単独で例えばホームページを開設するとかという方法もあろうかと思いますので、その辺については指定管理者とも打合せをし、また町ともどういう形でいくのが使う皆さんにとって分かりやすいのかということについては、早急に検討をさせていただきたいと思っています。

それから、指定管理者に預けたときに電話番号については別に指定管理者用の総合研修センター用の電話番号を1回線引っ張って、それについてはホームページに載っていたような気はするのですが、ちょっとその辺についてもう少し分かりやすく表示ができるように早急に検討させていただきたいと思います。

河口議長

再質問があれば許します。伊藤議員。

伊藤議員

次に、委託料の中に修繕費が入っているということなのですが、武道館の照明のカバーが外れたまんまになっております。非常に蛍光灯が直接見えるようになってまぶしいのですが、これらの修繕について委託業者に任せきりにしているのであれば、委託業者はやらなければその分修繕費浮くわけですから、丸々収入になるということですから、やはり定期的なチェックする体制、管理監督する体制というのはきちんと構築すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土　　屋
教　　育　長

修繕に関しては、当初の契約で1件当たり30万円以内のものについては指定管理者で行うと。30万円超える場合については、教育委員会の予算で別途行うという形で当初の契約は結んでおります。今の武道館のカバー等の関係については、ちょっと私どもも今、うちの担当はもしかしたら把握しているかもしれません、私、すみません、申し訳ないのですが、把握をしておりませんので、早急にそこの部分については対応さ

せていただきたいと思いますし、施設の維持点検についてはもちろん指定管理者の業者もやってはいるのですが、我々職員も気づいたときには業者と話をしてということも常日頃から行っておりますので、連携は図られているものとは思ってはおります。ただ、双方とも見落としているというケースがもしかしたらあるかもしれませんので、その辺については再度体制について業者とも協議をさせていただきたいと思っております。

河口議長

伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

そういう点検も全て任せてしまうと、なかなかこちらも目届かないので、年に1回か2回くらいは合同で点検作業をするということも一つの方法ではないかなと思います。

先ほどのホームページですが、特に知りたいのは時系列の行事日程なのです。総研のホールの入り口のところにディスプレーで表示されておりますから、あのようなものが日程的に表示されれば一番いいなと思っておりませんので、ぜひご検討していただきたいと思います。

今回の指定管理導入についておおむね理解することができました。総合研修センターは生涯学習の拠点ということですから、指定管理者と連携して町の特徴ある教育理念に基づき、管理監督を怠ることなく、町民にとってよりよい成果が上がるよう期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

河口議長

秋間議員

以上で伊藤健蔵議員の質問を終わります。

質問順位2番、秋間紘一議員。

それでは、私から町長に牛ランピースキン病の防疫体制と損失補填についてお伺いをいたします。

本病の発生源は、アフリカで確認され、各国に感染拡大され、2023年10月には韓国で発生が確認されております。国内では、2024年11月6日に福岡の2農場で初めて発生確認され、その後福岡と熊本の両県で酪農家19戸、酪肉兼業2戸、肉専4戸で発生し、230頭が自主淘汰と殺虫剤散布、ワクチン接種を行い、鎮静化を図られたところでございます。

牛ランピースキン病は、媒介するサシバエが気流に乗って周辺国から我が国へ飛来及びコンテナ等に迷入して運ばれたと考えられております。サシバエは、全国に分布しており、北海道では6月上旬から10月頃まで成虫が発生し、特に晩夏から秋が発生のピークとなります。本町も同様な環境下であり、媒介したサシバエが侵入するおそれがあることから、いつ発生してもおかしくない地域もあります。

ランピースキン病が一旦発生すると、伝播力が強く、酪農は乳量の減少、不妊、流産、肉牛では増体減少、肉質低下等により経済的な損失が生じる疾病であり、牛の生産性を著しく低下させ、本町の基幹産業である酪農肉牛経営に甚大な被害をもたらします。生産者は、円安による輸入飼料や生産資材の高騰、子牛や肉牛の販売価格の下落で経営環境が改

善されない状況下で大変な経営努力をされております。そのような中、町はランピースキン病によって発生する損害を最小限に抑える行動が必要不可欠であります。次に掲げる防疫体制の充実と損失補填の在り方を熟慮いただき、持続可能な酪農肉牛経営の後押しに取り組んではどうか。

1として、防疫体制の充実。士幌町家畜自衛防疫対策連絡協議会の活動の一環として、常日頃から迅速に行動が図られるよう本病の特性や防疫措置に関する情報共有、ワクチン接種への理解醸成など生産者、関係者に対して丁寧な情報発信に取り組んではどうか。

損失補填。本病は届出伝染病であり、法的強制力や補償の規定がなく、防疫措置は生産者に委ねられ、十分な防疫体制が実施できず感染拡大に至った経緯から、国は1年以内に限り家畜伝染病と同様の取扱いとなり、殺処分は患畜と疑似患畜として処分した牛の評価額の8割が手当金で、移動、搬出制限、生乳廃棄による損失も補償される見込みであります。しかし、国の補填で即時に牛を導入し、再生産を求めるには、手当金と導入価格に価格差が生じるおそれがあります。生産者に大きな負担が課せられることから、差額分は、または手当金2割分を町単独、道の支援を得て対策を講じてはどうか。さらに、8割の手当金ではなく、口蹄疫と同様に評価額全額を国に求めてはどうか。

いずれにしても、酪農肉牛経営の危機に速やかに対応できる備えとして、いろいろな被害及び損失を想定した上でどのような対策が講じられるか、準備を滞りなく進めていただきたい。

以上、町長の所見をお伺いいたします。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

秋間議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本病の発生につきましては、1924年にアフリカで初めて報告され、アジア圏内では2019年に中国で発生した後、2023年に韓国、2024年11月に福岡県で国内初となる発生の確認がされたところです。本病の感染拡大の要因としては、感染性のウイルスの保持期間が長いことや飛翔能力、繁殖能力が高い媒介吸血昆虫のサシバエによるものと推察されているところであります。ウイルスの生存性については唾液や鼻汁で42日間、日光が当たらない環境の中では数か月間生存することあります。日本国内の経過については議員のご質問のとおりであり、疑症牛を含めて国内では累計230頭の発症が確認され、ワクチン接種や自主淘汰などの実施により、現在の発症頭数はゼロ頭となっております。

1つ目の防疫体制の充実についてですが、これまで農協、普及センター、関係団体と連携し、家畜の伝染病対策に係る情報の周知や訓練の実施のほか、関係会議、研修にも参加し、家畜防疫対策に努めてきましたところであります。また、本病に関しましては、国内で発生が確認されたことを受け、直ちに畜産農家への周知、啓蒙を行ったところであります。今

後におきましては町家畜自衛防疫対策連絡協議会が中心となり、本病の特性を勘案した効果的な防疫対策の検討と併せて、生産者や関係者に対し、適宜有効な情報発信を行ってまいりたいと存じます。

2つ目の損失補填についてであります、現行議員ご指摘のとおり牛ランピースキン病は家畜伝染病予防法上届出伝染病であり、強制的な殺処分等の措置を講ずる疾病ではなく、補償金の制度も設けられておりません。現在国の動向としましては、本病の防疫体制の強化を図るべく、家畜伝染病に対する蔓延防止措置と同程度を行えるよう新たに政令を制定する動きとなっております。議員よりご提案がありました補償につきましては、持続可能な農業に向け、国や道に対して強力に要請をしていくとともに、今後の動向に注視をしてまいりたいと存じます。

今後におきましても速やかな家畜防疫対応はもとより家畜伝染性疾患発生の未然防止に努め、関係機関と連携し、酪農畜産経営の安定に資するよう取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、秋間議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。秋間議員。

ご答弁ありがとうございました。それでは、防疫についてちょっとお話をさせていただきますが、韓国清州国際空港ととかち帯広空港を結ぶ定期直航便が就航されたことは、十勝経済に好影響をもたらすものと期待をしているところではありますが、その反面韓国と日本で発生したランピースキン病ウイルスは、ウイルスゲノムの解析では100%一致していることから、サシバエが荷物等に混入し、持ち込まれるおそれがあり、感染の危険性が高まることが想定されます。答弁をいただいた防疫対策、対応を忠実に実行され、未然に防ぐよう努めていただきたいと思います。町長にお伺いいたします。

答弁を求めます。町長。

議員おっしゃいますとおり、まずは防疫、予防というところが非常に大事かと私どもとしても思っているところでございます。一番効果的なものが何かということでは、まずはサシバエの発生をどれだけ防ぐかということになろうかと思いますので、現状も畜舎衛生事業ということで農協の事業によって畜舎の消毒などを行っているところでありますが、この中で特に殺虫剤の散布回数を増やすとか、あるいは環境衛生に関する指導というものを関係機関でございます特に農協、そして普及センターを含めて酪農畜産農家にこれをしっかりと周知しながら、対策に努めてもらうよう実施をしていきたいと思いますし、この発生予防では堆肥の管理というところ、これも酪農畜産農家はもとよりであります、当然畑作農家も堆肥を所有しているということになりますので、畑作農家に対しましてもこちらの適切な切り返し、あるいはその管理というものを実施いただくよう町としても関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

河口議長
秋間議員

河口議長
高木町長

河口議長 秋間議員	<p>再質問があれば許します。秋間議員。</p> <p>今答弁をいただきました。本当にそういう未然に防ぐという措置が重要になってくるわけでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。</p> <p>次に、私の質問の中でもちょっとお話をさせていただいてございますが、損失額についてです。一例として数字化をしてみました。それについて評価額、牛を殺処分したときの評価額、これは口蹄疫、宮崎で発生したときはいろんな係数を農林省は使って試算をしています。その牛の評価額については、56万4,000円という評価額でございます。それからもう何年もたっていますから、現行でいえばその評価が上がるだろうと考えてございますし、また今回のこのランピースキン病の手当金というのを急遽国も手当金として1頭60万円を出してございます、これ成牛でございますが。そういうことから考えてちょっと試算をしてみると、処分した評価額、これを60万円に見立てて、そのうちの8割が手当金として支給されると。そうすると、48万円なのです、生産者の手取りとしては。しかし、牛を新たに購入する、これは再生産のために必ず行うわけでございますから、その価格を十勝の市場価格、平均でございます。高いものは初産牛で100万円もしますし、または安いものは20万円ということありますが、平均価格を見ますと大体65万円でございます。そういうことから試算してみると、1頭当たり17万円の損失。ということは、1頭買うのに酪農家が手当金に17万円プラスして購入しなければならないと。これ病気が1頭で済めばいいのですが、例えば20頭、30頭発生をすると考えられますので、そうすると例えば20頭殺処分し、20頭購入すると、それだけでも340万円の損失が発生するおそれがあるわけで、それともう一点、牛乳の関係でございますが、これはちょっと問題があるかもしれません、数字的には定かではないのですが、殺処分した牛が搾乳牛の場合、そして新たに牛を購入すると、こういうふうに考えたとき、初妊牛を買って、分娩して搾乳するまでには3か月なり、2か月かかります。そうすると、殺処分した搾乳牛は、今現在そこで士幌町の平均乳量でも1日37kg出てございますから、例えば90日間その買って来た初妊牛が分娩しておりませんので、そうすると殺処分した牛の乳量の90日分を加算してみると、乳価だとかいろんなことを計算すると、20頭でいうとこれは恐ろしい数字が出てくるのですが、820万円の損失になると。牛の導入とそういう生乳の損失を合わせると、20頭で1,000万円以上の損失が発生するおそれがある。これは、到底酪農家にとって再生産をしようと思っても、なかなか再建をするのも緩くない状況に陥るのかなと、このように心配をしているところであります。</p> <p>ただし、先ほど町長の答弁から酪農畜産経営の安定に資するよう取り組むとの強い答弁をいただいておりますので、我が町の酪農畜産の基幹産業もそういう意味では生産者、系統、行政含めて対応をしていただけ</p>
--------------	--

るものと、このように信じているところでございます。そういう意味では、今お話しした一例ではございますが、いろんな損失を算出する上の検討材料にも含めていただきながら、生産者が無理なく再生産ができるようご支援を賜りたいと、このように考えてございます。町長、よろしくお願ひします。

河口議長

答弁を求めます。町長。

高木町長

ただいま議員から仮に20頭感染してしまった場合についての損失の具体的な数字なども示していただきました。本町これだけ大規模な酪農畜産というものを行っておりますので、万が一発生した際にはやはり非常に大きな損失になると私どもも認識をしているところでございます。

議員もおっしゃったように、口蹄疫のときのようなやはり国の対策というものがまず第一になるのかなと思っております。本病に関する新たな政令の制定については、7月下旬を目途に国が進めていると伺っておりますので、これらの動向を注視をさせてもらった上で、十勝19市町村の首長、そして議長で組織しております十勝圏活性化推進期成会の要望がこれからあるわけですが、その中で具体的に実はこの牛ランピースキン病という記載はないのですが、家畜伝染病などという中で、このことについては私としてもしっかりと国、道に訴えていきたいなと思ってございます。私は、その活性化推進期成会の中で農林水産経済委員会というところに所属をしておりまして、7月に要請活動が道段階があるのであるのですが、その中でも農政部の部長をはじめお会いすることができるかと思いますので、その中でこの牛ランピースキン病についての防疫体制、それから補填の考え方、100%の評価額となるように道と一緒に国に求めていくような行動をしてまいりたいと思いますし、北海道、仮にどこで発生をしたとしても非常に規模が大きくなると思いますので、当然国の足りないところを道、そして国、道を含めてその足りないところを市町村がどのように、かゆいところに手が届くといいますか、そういったことをしていくかとなろうかと思います。その段階では、当然本町においてはJAも含めてこの酪農畜産農家の経営の安定のためにどのような措置をしていくかということをしっかりと連携をしながら、まずは要請をしっかりとすると。その中で、どうしても足りない部分が出てくれば、地元でその対策については十分検討させてもらいながら、酪農畜産農家の経営の安定というものを目指してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

河口議長

再質問があれば許します。秋間議員。

秋間議員

ただいま町長から力強いご答弁をいただきました。士幌町の基幹産業である酪農畜産を今の町長のご答弁で持続可能な環境づくりができるのかなと、このように安心をして、質問を終わらせていただきます。

河口議長

以上で秋間紘一議員の質問を終わります。

		ここで11時まで休憩を取ります。
		午前10時48分 休憩 午前11時00分 再開
4	河口議長	休憩を解き会議を開きます。
	日程第4、追加議案第6号「工事請負契約の締結について」を議題とします。	
	亀野	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	副町長	議案第6号 工事請負契約の締結について説明をいたします。 それでは、議案書の2ページを御覧願います。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。 工事名はしほろ温泉プラザ緑風再エネ設備導入工事であります、契約金額は1億1,629万2,000円、契約の相手方は土幌町字土幌西1線168番地50、加藤電気工業株式会社代表取締役、加藤邦彦、工期は契約の日から令和8年1月30日まで、契約方法は指名競争入札であります。
		恐れ入ります。説明資料の1ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者は川岸電設株式会社ほか、記載の9社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は1億1,927万3,000円、落札率は97.5%、最高入札金額は1億1,668万5,800円でございました。工事概要は、しほろ温泉プラザ緑風の施設電力供給用として太陽光発電施設の設置を行うものでございまして、温泉南側に発電量約108kW、旧館跡地に発電量約92kWを合わせまして約200kWの能力を持つ施設を整備するものでございます。
		なお、2ページに施設の配置図を掲載してございますので、後ほどご参照願います。
	河口議長	以上、議案第6号の説明といたします。
		これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから追加議案第6号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
5	日程第5、追加議案第7号「工事請負契約の締結について」を議題とします。	
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

	亀 野 副 町 長	<p>議案第7号 工事請負契約の締結について説明をいたします。</p> <p>それでは、議案書の3ページを御覧願います。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものであります。</p> <p>工事名は学校施設体育館空調設備整備工事であります、契約金額は2億174万円、契約の相手方は帶広市西20条北1丁目3番地30号、株式会社奥原商会代表取締役、奥原崇、工期は契約の日から令和8年1月30日まで、契約方法は指名競争入札であります。</p> <p>恐れ入ります。説明資料の3ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者は池田緩房工業株式会社帶広営業所ほか、記載の8社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は2億482万円、落札率は98.5%、最高入札金額は2億460万円でございました。工事概要は、町内3校の小学校と中央中学校のそれぞれの体育館に冷房設備を整備するものでございまして、士幌小学校は12台、中士幌小学校、上居辺小学校はそれぞれ8台、中央中学校が12台のエアコンを設置するものでございます。</p> <p>以上、議案第7号の説明をいたします。</p>
6	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	亀 野 副 町 長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第8号 工事請負契約の締結について説明をいたします。</p> <p>それでは、議案書の4ページを御覧願います。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。</p> <p>工事名は公営住宅若葉団地新築工事（建築主体）であります、契約金額は7,612万円、契約の相手方は士幌町字士幌西2線160番地、株式会社平田建設代表取締役、長谷川雅毅、工期は契約の日から令和7年11月28日まで、契約方法は指名競争入札であります。</p> <p>恐れ入ります。説明資料の4ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者は川田工業株式会社ほか、記載の7社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は7,932万1,000</p>

		円、落札率は95.96%、最高入札金額は7,854万円でございました。工事概要は、公営住宅の建て替え事業として社会資本整備総合交付金事業を活用しながら、木造平家建て3戸長屋を1棟、1棟当たりの面積は204.54m ² 、間取りは1LDKとなってございます。
		なお、5ページに整備計画図を掲載してございますので、ご参照願います。
	河口議長	以上、簡単でございますが、議案第8号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから追加議案第8号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
7		日程第7、追加議案第9号「物品購入契約の締結について」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第9号 物品購入契約の締結について説明をいたします。
		それでは、議案書の5ページを御覧願います。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものであります。
		契約の目的は国保病院の透析用水作製装置の更新でありまして、契約金額は1,237万5,000円であります。契約の相手方は、帯広市西3条南16丁目18番2号、株式会社ムトウ帯広支店支店長、伊藤幸治、契約の方法は指名競争入札であります。
		次に、説明資料の6ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者は株式会社竹山帯広支店ほか、記載の5社でございます。入札経過は第3回決定、予定価格は1,237万5,000円、落札率は100%、最高入札金額は1,502万7,650円でございました。概要は、平成25年に購入をした逆浸透精製水製造装置をこのたび更新するもので、納入期限は令和7年9月30日でございます。
		以上、簡単ですが、議案第9号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから追加議案第9号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
8・9		よって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第8、追加議案第10号「物品購入契約の締結について」、日程第9、追加議案第11号「物品購入契約の締結について」、日程第10、追加議案第12号「物品購入契約の締結について」、以上3件を関連議案として一括議題とします。
	亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
		議長のお許しをいただきましたので、議案第10号から第12号までの物品購入契約の締結について一括で説明をさせていただきます。
		議案につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した土幌町地域防災緊急整備事業として、避難所の生活環境改善をはじめ防災に必要な資機材を備えるため、3件の用途ごとの物品購入契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものでございます。
		それでは、議案書の6ページを御覧願います。まず初めに、議案第10号でございますが、契約の目的は土幌町地域防災緊急整備事業で整える資機材等のうち災害用トイレの関係の購入であります。契約金額は1,419万円であります。契約の相手方は、土幌町字土幌西2線164番地、有限会社丸イ末永金物店代表取締役、勇直樹、契約の方法は指名競争入札であります。
		恐れ入ります。説明資料の7ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者は有限会社丸イ末永金物店ほか、記載の5社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は1,419万円、落札率は100%、最高入札金額は1,463万円でございました。概要は、防災資機材としてマンホールトイ専用の災害用トイレ建屋を健常者タイプが4台、要配慮者1台と組立て式トイレ、台座のみを5台、併せてマンホールまでの誘導路を確保するためのFRP製マンホールシャーテー5台、そして仮設用組立て式トイレとして一般型が40セット、車椅子対応型が10セットを備えるもので、納入期限は令和7年12月26日でございます。
		続きまして、議案第11号を説明いたしますので、議案書の7ページを御覧願います。契約の目的は、議案第10号同様、防災資機材等の簡易ベッド、パーテーション等の購入でございまして、契約金額は1,639万円でございます。契約の相手方は、土幌町字土幌仲通5番地、カメラ・文具・スポーツよしだ代表、吉田均、契約の方法は指名競争入札でございます。
		恐れ入ります。説明資料の8ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者はカメラ・文具・スポーツよしだほか、記載の5社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は

1,639万円、落札率は100%、最高入札金額は1,710万5,000円でございました。概要是、防災資機材として折り畳み式簡易ベッドが125台、ワンタッチプライベートテントが350台、ワンタッチイベントテント3台を備えるもので、納入期限は令和7年12月26日でございます。

続きまして、議案第12号を説明いたしますので、議案書8ページを御覧願います。契約の目的は、さきに述べたとおり防災資機材等のうち発電機、暖房器具等の購入でありまして、契約金額は803万円であります。契約の相手方は、士幌町字士幌本通東30番地、株式会社キング商会代表取締役、杉原勝人、契約の方法は指名競争入札でございます。

恐れ入ります。説明資料の9ページを御覧願います。入札執行日時は令和7年6月4日午前9時、指名業者は株式会社キング商会ほか、記載の5社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は825万円、落札率は97.33%、最高入札金額は933万7,460円でございました。概要是、防災資機材として電気自動車などの電気を取り出すための外部給電器が4台、前面加熱タイプのジェットヒーター5台、能力1,800V A、100V対応の発電機26台を備えるもので、納入期限は令和7年12月26日でございます。

以上、議案第10号から第12号までの説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから追加議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから追加議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから追加議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、追加議案第13号「令和7年度士幌町一般会計補正予算〔第3号〕」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西　　野 総務課長	<p>総務課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>議案第13号 令和7年度土幌町一般会計補正予算〔第3号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億2,962万円に改めようとするものです。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。4款1項5目上水道費では、物価高騰対策として措置されました国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内における水道使用料の基本料金3か月減免を実施するために必要な費用として、18節負担金補助及び交付金に簡水事業会計への補助金909万2,000円並びに自家水等利用者への支援金3万2,000円を追加し、特定財源として重点支援地方交付金448万7,000円を充当するものでございます。</p> <p>なお、今回の減免の実施内容につきましては、説明資料最終ページの10ページにその内容について掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。一般財源のみご説明いたします。4ページの上から2つ目、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に463万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
河口議長 矢坂議員	<p>これから質疑を行います。ありませんか。矢坂議員。</p> <p>今回の基本料金の減免ですが、夏場ですので、農村部においては畑で使用する防除用の水をくむこともあるので、出作用の水源というか、水道というか、それも設置されている場所も多いのですが、これらについてはこの対象になるのか、ならないのかお聞きいたします。</p>
河口議長	答弁を求めます。建設課長。
上　　山 建設課長	<p>建設課長、上山よりご説明申し上げます。</p> <p>本町の水源をご利用いただいて、例えば本別町の出作等に水道を引いているという方についても今回の対象となってございます。そのほか各自前の家庭はもちろんでございますが、近隣に畑用の給水栓を持っている方も数いらっしゃるかと思いますが、そちらについても今回の対象となってございます。</p>
河口議長	<p>以上でございます。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(な　　し)</p>
河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
河口議長	<p>(な　　し)</p> <p>討論なしと認め、これから追加議案第13号を採決します。</p>
	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異　議　な　し)

	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2		日程第12、追加議案第14号「令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	佐藤保健 福祉課長	保健福祉課長、佐藤から議案第14号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明を申し上げます。 このたびの補正予算は、2款保険給付費のうち2項5目介護予防福祉用具購入費におきまして申請件数が急増し、当初予算に不足を来たしたため歳出の組替えを行うものでございます。したがいまして、歳入歳出予算の総額に変更はございません。 それでは、歳出からご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス給付費では、18節負担金補助及び交付金を30万円減額、特定財源といたしまして国の現年度分介護給付費負担金6万円減額するほか、介護保険のルールにのつとりまして記載のとおり減額するものでございます。
		続きまして、2款2項5目、先ほどご説明いたしましたとおり、介護予防福祉用具購入費では、年度当初から申請件数が急増したことによりまして当初予算に不足を來したことから、18節負担金補助及び交付金に30万円を追加、特定財源といたしまして国の現年度分介護給付費負担金を6万円追加するほか、介護保険のルールにのつとり記載のとおり追加するものでございます。
		歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから追加議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		日程第13、追加議案第15号「令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。
	上 山 建設課長	建設課長、上山より議案第15号 令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第1号〕についてご説明申し上げます。

		<p>第1条、令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第1号〕については、次のとおり改めるところでございます。</p> <p>第2条、当初予算9条に定めておりました一般会計よりの補助を受けた金額4,025万5,000円を4,934万7,000円に改めるものでございます。</p> <p>それでは、補正予算明細書に基づき収益的収入についてご説明させていただきます。3ページをお開きください。1款1項1目給水収益では、先ほど一般会計の補正予算においてご説明のありました物価高騰対策として水道使用料基本料金3か月分の減免に伴い、909万2,000円の減額となります。</p> <p>2項1目では、他会計補助金として一般会計から同額の909万2,000円を物価高騰対策繰入金として追加計上するものでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
1 4	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、会議案第2号「議員派遣の件」を議題とします。</p> <p>北海道町村議会議長会主催の議員研修にお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
1 5	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。</p> <p>なお、ただいま決定されました派遣内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は議長に一任することに決定しました。</p> <p>日程第15、意見書案第2号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第2号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第2号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
16	河口議長	日程第16、意見書案第3号「国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書」を議題とします。
		なお、意見書案第3号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第3号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
17	河口議長	日程第17、意見書案第4号「令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題とします。
		なお、意見書案第4号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第4号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
18	河口議長	日程第18、意見書案第5号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

		なお、意見書案第5号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
19	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第19、意見書案第6号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書」を議題とします。 なお、意見書案第6号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
20	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第20、意見書案第7号「道教委「これからの中高生づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」を議題とします。 なお、意見書案第7号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)

	河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
21	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第21、「閉会中継続調査申出書」を議題とします。 議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出が提出されています。 お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	河口議長	(異議なし) 異議なしと認めます。
		よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。 会議規則第7条の規定により本日で閉会します。ご異議ありませんか。
	河口議長	(異議なし) 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。 令和7年第2回士幌町議会定例会を閉会します。
		(午前11時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員